

妊娠・出産・子育て

令和5年4月1日現在

都留市には、次のような独自の補助金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
1	妊婦一般健康 診査費用助成 金	本市に住所を有する妊婦を対象に、契約外医療機関等において、妊婦一般健康診査の基本的検査項目について受診した健康診査費用の一部を助成します。	本市に住所を有する妊婦の方	助成金の額：助成の対象となる診査に要した費用の額。健康診査の受診は1回につき6,000円を限度とする。 さらに追加健診として6回、各検査項目に応じた金額の上限とする。 助成の対象：契約外医療機関等において、妊婦一般健康診査の基本的検査項目について受診した健康診査	健康子育て課 子ども家庭担当
2	産婦健康診査 費用助成金	産後2週間と産後1ヵ月の産婦を対象に、産婦健康診査の費用の一部を助成します。	産後2週間と産後1ヵ月の産婦の方	助成金の額：1回につき上限5,000円 助成回数：2回 診査内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	健康子育て課 子ども家庭担当
3	特定不妊症治 療費助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断された方を対象に、医療機関において特定不妊治療のために要した費用の一部を助成します。	特定不妊治療を受けた婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断された方で、申請の際に夫婦のどちらか一人が3ヵ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：特定不妊治療に要した医療費の自己負担額を1回の治療につき15万円を限度に助成	健康子育て課 子ども家庭担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
4	一般不妊症治療費助成事業	一般不妊治療を開始した際に婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦であって、申請の際に、夫婦のどちらか一人が3カ月以上前から市内に住所を有する方を対象に、一般不妊治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。	一般不妊治療を開始した際に法律上の婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦であって、申請の際に、夫婦のどちらか一人が3カ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：一般不妊治療（タイミング療法、人工授精、薬物療法等）に要した医療費の自己負担額を1年に10万円を限度に助成 ※同一の夫婦に対する助成金の交付は、助成事業の申請を行った日の属する年度から起算して5年度を限度	健康子育て課 子ども家庭担当
5	不育症治療費助成事業	夫婦のどちらか一人が3カ月以上前から市内に住所を有する方を対象に、不育症治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。	不育症治療を開始した際に法律上の婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦であって、申請の際に、夫婦のどちらか一人が3カ月以上前から市内に住所を有する方	助成金の額：1回の妊娠期間の治療につき自己負担した治療費から県助成及び他の制度による助成金額を控除した額の10万円を限度に助成	健康子育て課 子ども家庭担当
6	新生児聴覚検査費用助成金	新生児に対し出生後初めて実施する自動聴性脳幹反応検査（AABR）又は耳音響放射検査（OAE）の費用の一部を助成します。	聴覚検査を受けた新生児の保護者方	助成金の額：対象検査費用（上限3,000円） 助成対象となる検査：新生児に対し出生後初めて実施する自動聴性脳幹反応検査（AABR）又は耳音響放射検査（OAE）	健康子育て課 子ども家庭担当
7	山梨県産後ケア費用助成事業	山梨県産後ケア事業による施設利用料の一部を助成します。	育児不安等を有するおおむね生後4ヶ月までの乳児とその母親が、山梨県産後ケア事業による施設を利用した方	助成金の額：施設利用料1泊につき6,100円 原則最大3泊 特段の理由があると認められる場合は最大6泊	健康子育て課 子ども家庭担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
8	マタニティタクシー事業費補助金	妊産婦が出産のための入院及び産後の退院時にタクシーを利用した際、乗車地から医療機関または医療機関から降車地までタクシーを利用した際の利用料金を助成します。	出産のために入院する妊婦及び退院する産婦や乳児	助成金の額：1回の出産につき2回まで助成（1回の利用につき、上限15,000円）	健康子育て課 子ども家庭担当
9	妊産婦乳幼児健診タクシー事業費補助金	妊産婦が健診に行くためにタクシーを利用した際、利用料金を助成します。	公共交通機関などを利用しないと健診に行くことができない妊産婦や乳児の保護者	助成金の額：受診票を使って病院で行う健診は片道上限15,000円 市で行う健診は片道上限5,000円	健康子育て課 子ども家庭担当
10	小児等のインフルエンザ予防接種費用助成金	0歳から高校3年生を対象にインフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成します。	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方	助成金の額：接種費1回につき上限2,500円 助成回数：小学校6年生以下 2回分、中学生以上 1回分	健康子育て課 健康づくり担当
11	新型インフルエンザ等感染症拡大防止対策措置に係る保護者負担金返還（助成）金	新型インフルエンザ等感染症拡大防止対策措置として、保育園等の利用自粛要請期間中に、利用を自粛した子どもの保護者が支払った負担金について、利用自粛した日数に応じて返還又は助成します。	新型インフルエンザ等感染症拡大防止対策措置として、保育園等の利用自粛要請期間中に、利用を自粛した子どもの保護者が支払った方	助成金の額：保護者が支払った保護者負担金の額	健康子育て課 保育担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
12	ファミリー・サポート・センター事業利用料助成金	ファミリー・サポート・センター事業を利用した利用会員に対し、利用料の一部を助成します。	ファミリー・サポート・センター事業を利用した利用会員	助成金の額：下記①及び②の合計額（1世帯、1月当たり上限1万円） ①1人目の子ども 1時間当たり200円 ②同一世帯の2人目以降の子ども 1時間当たり100円	健康子育て課 子育て支援担当
13	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母に対し、就職のため対象教育訓練（雇用保険法による一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座・専門実践教育訓練講座）を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。	市内に居住するひとり親家庭の父母であって、児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準であり、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方	給付金の額： ・雇用保険制度教育訓練給付金の受講資格がない方：対象講座の受講料の60%（上限20万円） ・雇用保険制度教育訓練給付金の受講資格者：対象講座の受講料から雇用保険から支給される額を差し引いた額	健康子育て課 子育て支援担当
14	子育てサークル活動支援事業費補助金	子育て中の親又はその児童を対象とした子育て活動を実施する団体に対し補助金を交付します。	子育て中の親又はその児童を対象とした子育て活動を実施する団体	補助金の額：1団体につき上限10万円	健康子育て課 子育て支援担当
15	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父母に対し、資格の取得を容易にするため高等職業訓練促進給付金を支給します。	ひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準であり、養成機関において、1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方	給付金の額： ・市民税非課税世帯の方：月額10万円（修学期間の最終12か月は14万円） ・市民税課税世帯の場合：月額7万500円（修学期間の最終12か月は11万500円）	健康子育て課 子育て支援担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
16	男性の育児休業取得促進奨励金	育児休業を取得する男性労働者及び市内に本社又は事業所を有する中小企業等に対し、育児休業取得促進奨励金を交付します。	育児休業を取得した男性労働者・男性労働者に育児休業を取得させた中小企業等	助成金（男性労働者）の額：育児休業の対象となる子1人につき5万円（双子以上の場合には1人とみなす） 助成金（中小企業等）の額：初回30万円、2回目以降15万円（各年度1回に限り交付）	健康子育て課 子育て支援担当
17	市営住宅等新婚子育て世帯家賃助成事業	市営住宅及び特定公共賃貸住宅へ新規に入居する新婚世帯又は子育て世帯に対し、家賃の一部を助成します。	市営住宅及び特定公共賃貸住宅へ新規に入居する新婚世帯又は子育て世帯	助成金の額：実質家賃の1/2以内かつ一月あたり上限2万円 助成期間：36月 ※平成31年4月1日以降に市営住宅又は特定公共賃貸住宅に入居するため、賃貸借契約を締結した新婚世帯又は子育て世帯	建設課 建築住宅担当